

南箕輪村 一般廃棄物処理基本計画

(計画期間 令和7年度～令和16年度)



令和7年3月

南箕輪村

目次

第1章	基本事項と現状	1
1	基本的事項	1
	(1) 計画策定の背景と趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	2
	(3) 計画の期間	3
2	村の概要	3
	(1) 地勢及び沿革	3
	(2) 人口と世帯数の推移	4
	(3) 就業構造	4
3	一般廃棄物の広域的な取組	5
	(1) 上伊那広域連合	5
	(2) ごみ処理施設	6
第2章	一般廃棄物処理基本計画	7
1	基本方針	7
2	ごみの排出状況	7
3	ごみの処理主体	9
	(1) ごみの処理主体	9
	(2) ごみ処理フロー	10
4	一般廃棄物処理基本計画	11
	(1) ごみの処理量の目標	11
	(2) ごみの発生・排出抑制のための方策	13
	(3) 分別収集するごみの種類と分別の区分	16
	(4) ごみの適正排出・処理に関する事項	17
	(5) ごみ処理施設	17
	(6) 計画の進捗管理	18
第3章	し尿・生活排水処理基本計画	19
1	基本方針	19
2	し尿・生活排水の排出状況	19
3	し尿・生活排水の処理主体	23
4	し尿・生活排水処理基本計画	24
	(1) 生活排水処理計画	24
	(2) し尿・汚泥の処理計画	26

第1章 基本事項と現状

1 基本的事項

(1) 計画策定の背景と趣旨

美しく豊かな自然環境の中で生活することは全ての人の共通の願いであり、この環境を将来に生きる人たちに引き継いでいくことは、今の時代を生きる私たちの責務です。

国では「循環型社会形成推進基本法」を制定する中で、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現、循環経済への移行を盛り込んだ「第五次循環型社会形成推進基本計画」を令和6年8月に策定し、循環型社会形成の方向性を示しています。

長野県では令和3年4月に「長野県廃棄物処理計画（第5期：計画期間令和3年度～令和7年度）」を策定し、「つくる責任つかう責任」を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～を基本目標と掲げ、4Rの推進※1、パートナーシップによる課題の解決、脱炭素社会実現へのチャレンジを重点方針として、循環型社会の構築に向けて取り組んでいくとされています。

このような状況の中、上伊那広域連合では「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第6次改定版）」を令和7年3月に策定し、資源循環型社会の実現を目指しています。

現在、当村の廃棄物抑制と適正処理及び循環型社会への取組は、上伊那広域連合において中間処理と最終処分を行っている関係から、上伊那広域連合の計画に基づいて進められていますが、これらの計画を補完し、更に具体的な計画を住民に示しながら、効果的な取組を進める必要から「南箕輪村一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

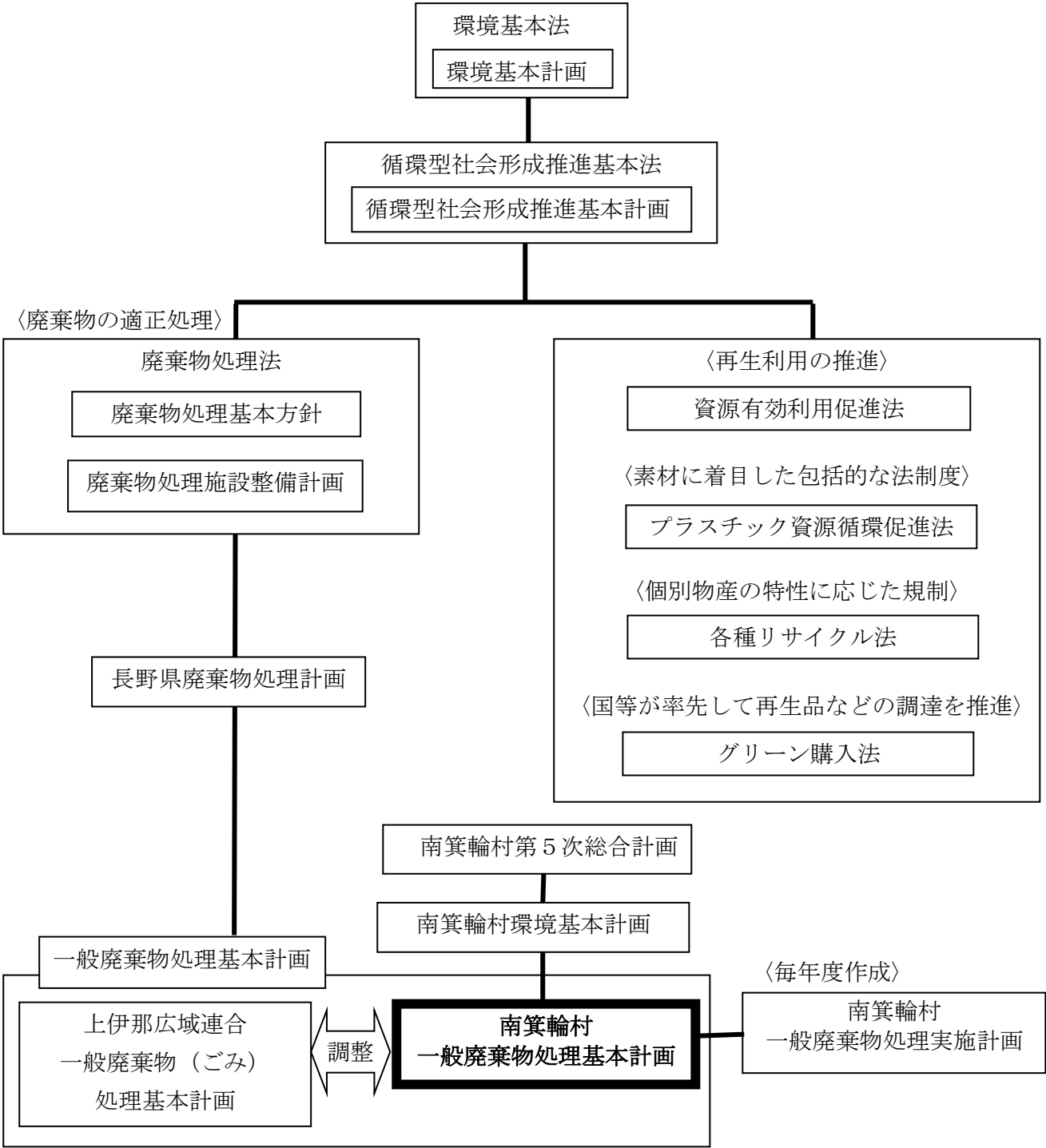
当村では、少子高齢化、高度情報化、価値観の多様化など、社会情勢が変化をする中で、住民のごみの発生抑制、再生利用、資源化等への取組を高めるため、「南箕輪村一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、住民・事業者・村が一体となって、積極的に取り組んできました。

この処理基本計画の内容は、平成28年に策定した処理基本計画（以下「前処理基本計画」という。）を引き継ぐものです。

※1 4Rの推進：リフューズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）によりできる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用すること

（２）計画の位置づけ

本計画を法令や他の計画との関連で整理すると次のとおりです。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）までの10年間で、基本計画は、概ね5年後、または社会的な情勢や廃棄物の質・量の変化に対応するため必要に応じて見直すものとします。

なお、し尿・生活排水処理基本計画の目標年次は、5年後の令和11年度（2029年度）とします。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針より）

計画のスケジュール

令和 7年度 (1年目)	令和 8年度 (2年目)	令和 9年度 (3年目)	令和 10年度 (4年目)	令和 11年度 (5年目)	令和 12年度 (6年目)	令和 13年度 (7年目)	令和 14年度 (8年目)	令和 15年度 (9年目)	令和 16年度 (10年目)	
一般廃棄物処理基本計画										
社会状況や廃棄物の質・量に大きな変化があった場合、見直しを実施				計 画 の 改 定	社会状況や廃棄物の質・量に大きな変化があった場合、見直しを実施				目 標 年 度	
し尿・生活排水処理基本計画										
社会状況やし尿・生活排水の質・量に大きな変化があった場合、見直しを実施				目 標 年 度	計 画 の 改 定	社会状況やし尿・生活排水の質・量に大きな変化があった場合、見直しを実施				目 標 年 度

2 村の概要

(1) 地勢及び沿革

当村は、長野県南部、上伊那の中心に位置し、西に中央アルプス連峰の経ヶ岳・駒ヶ岳、東に南アルプス連峰の仙丈ヶ岳・東駒ヶ岳を望み、伊那谷でもっとも広い田園地帯と山岳地帯をもっています。総面積は40.99㎢で、その内約半分は飛び地の山林で、人は住んでいません。

当村は、明治8年2月18日、久保村、大泉村、北殿村、南殿村、田畑村、神子柴村の6村が合併し、誕生しました。明治8年に南箕輪村として誕生して以来、合併することなく、今日に至っています。

村の地勢

位置（村役場）	東 経	北 緯	標 高	面 積
上伊那郡南箕輪村 4825 番地 1	137° 58′ 29″	35° 52′ 22″	695.4m	40.99 km ²

資料：「南箕輪村村勢要覧」

（２）人口と世帯数の推移

当村の総人口は、16,078 人、世帯数は 6,801 世帯（令和 6 年 10 月 1 日現在）。明治 8 年に南箕輪村として誕生して以来、順調に増加してきていますが、平成 12 年度以降は伸びが緩やかになってきています。

人口の推移（各年 10 月 1 日）

年 次	人口（人）	世帯数（世帯）
平成 2 年	10,851	3,348
平成 7 年	12,372	4,145
平成 12 年	13,793	5,004
平成 17 年	14,119	5,261
平成 22 年	14,603	5,467
平成 27 年	15,101	5,818
令和 2 年	15,680	6,314
令和 5 年	16,063	6,737
令和 6 年	16,078	6,801

資料：住民環境課

（３）就業構造（産業別就業人口）

産業別就業者人口比率は、第 1 次産業人口が 5.7%、第 2 次人口が 38.2%、第 3 次人口が 56.1%となっており、第 1 次産業人口は、年々減り、第 2 次・第 3 次産業人口が増えてきています。

産業別就業人口の推移（各年 10 月 1 日）

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第 1 次産業	583	645	545	509	465
第 2 次産業	3,560	3,085	2,882	2,863	3,145
第 3 次産業	3,327	3,582	3,871	4,093	4,619
合 計	7,470	7,312	7,298	7,465	8,229

資料：国勢調査

3 一般廃棄物の広域的な取組

（１）上伊那広域連合

上伊那広域連合を構成する２市３町３村（以下「関係市町村」という。）は、その圏域内における一般廃棄物の減量等に関し住民の自主的な活動の促進及びその適正な処理等の責務を担っています。

上伊那広域連合は、関係市町村の一般廃棄物に対する取組をより効果的に進めていくため、広域連合全体として廃棄物対策の基本的方向を示すとともに、関係市町村の実施計画を推進するための条件整備を図ることを目的として「上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第６次改定版）」を策定しています。

① 上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の施策と取組内容

施策区分	取組内容
一般廃棄物（ごみ）の安全で安定的な処理・処分	① 安定稼働の確保 ② 計画的な施設整備 ③ 受入れごみの分別の徹底 ④ 不適正ごみの搬入防止 ⑤ ごみの分別基準の統一
ごみ処理施設の延命化	① 施設保全計画に基づく健全な施設運営 ② 資源物の回収による最終処分量の削減 ③ 最終処分のリスク分散
ごみの減量化・資源化の推進	① 構成市町村と連携した本計画の推進 ② 住民への啓発活動 ③ ごみ処理費用有料制度の継続実施 ④ プラスチック製廃棄物の再商品化

② ごみ処理費用有料制度

当村は、上伊那広域連合で平成 11 年度に策定した「上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進し、ごみ排出量の抑制とごみ排出量に応じた費用負担の公平性を確保するための「ごみ処理費用の有料化」について取組を進め、平成 15 年度から「二段階従量有料制」によるごみ処理費用有料制度を実施しています。

ごみの減量化・資源化に一定の効果が認められるため、今後ともごみ処理費用有料制度を継続します。

③ 指定ごみ袋の種類

指定ごみ袋の種類は次のとおりです。

ごみ袋の種類		証紙印刷の有無	証紙代金	文字色
燃やせるごみ	大	有	50 円	赤色文字
	中		40 円	
	小		30 円	
燃やせないごみ		有	40 円	青色文字
資源プラスチック		無	—	紫色文字

(2) ごみ処理施設

上伊那各市町村のごみ処理は平成 29 年度に上伊那広域連合に一本化されました。

上伊那広域連合では「上伊那クリーンセンター」及び「クリーンセンター八乙女」の 2 施設を管理運営しており、燃やせるごみは、このうち「上伊那クリーンセンター」にて処理されています。焼却残渣の最終処分は、民間処分場に委託及びクリーンセンター八乙女最終処分場にて行っています。

燃やせないごみ・粗大ごみの破碎分別処理、一部資源物の選別保管は、「クリーンセンター八乙女」にて、燃やせないごみ・粗大ごみの破碎残渣を焼却した残渣の最終処分は、「クリーンセンター八乙女最終処分場」にて行っています。

本村が排出するごみの中間処理施設の概要

施設名称	上伊那クリーンセンター	クリーンセンター八乙女
処理能力	118t/日 (59t/24h × 2 炉)	40t/5h
処理方法	流動床式ガス化溶融炉※	破碎：衝撃剪断併用回転式 選別：鉄、アルミ、可燃物、不燃物 その他：ペットボトル圧縮・梱包
稼働年月	平成 31 年 3 月	平成 3 年 5 月
運営管理主体	上伊那広域連合	上伊那広域連合

※ 流動床式ガス化溶融炉：ガス化炉底部で流動する砂の熱でごみを可燃ガスと灰に熱分解します。溶融炉でそのガスを高温燃焼させ、同伴する灰を溶融してスラグを生成します。

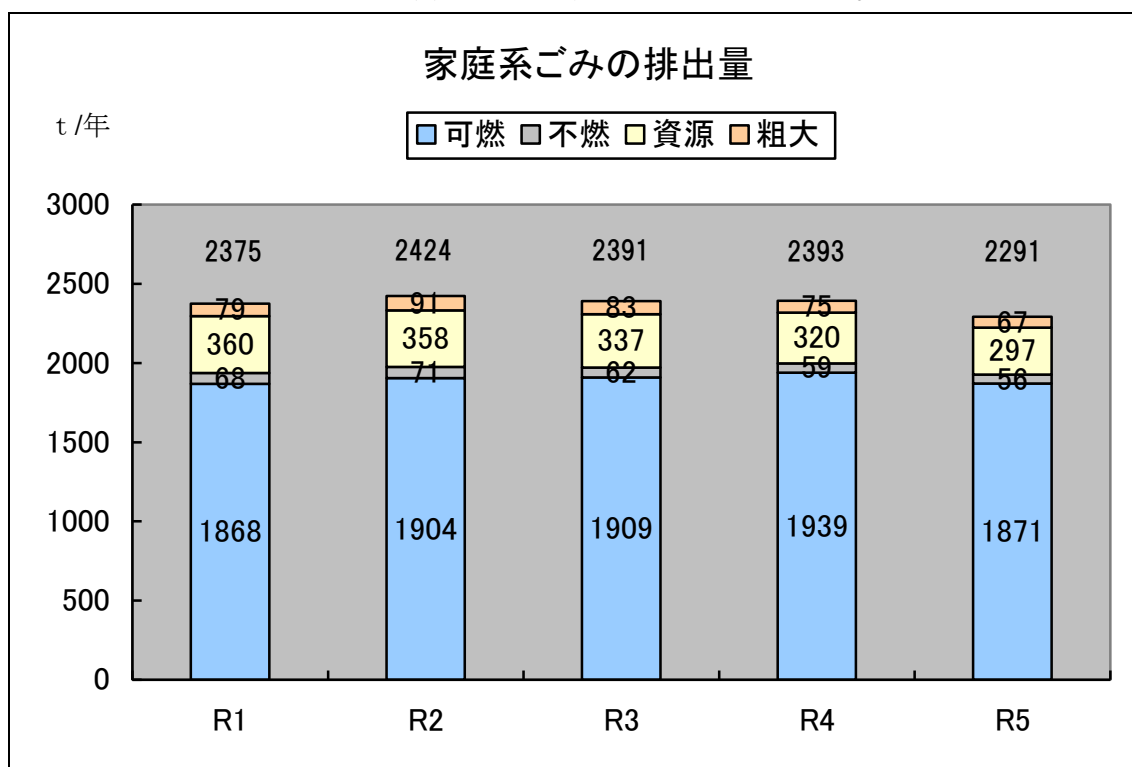
第2章 一般廃棄物処理基本計画

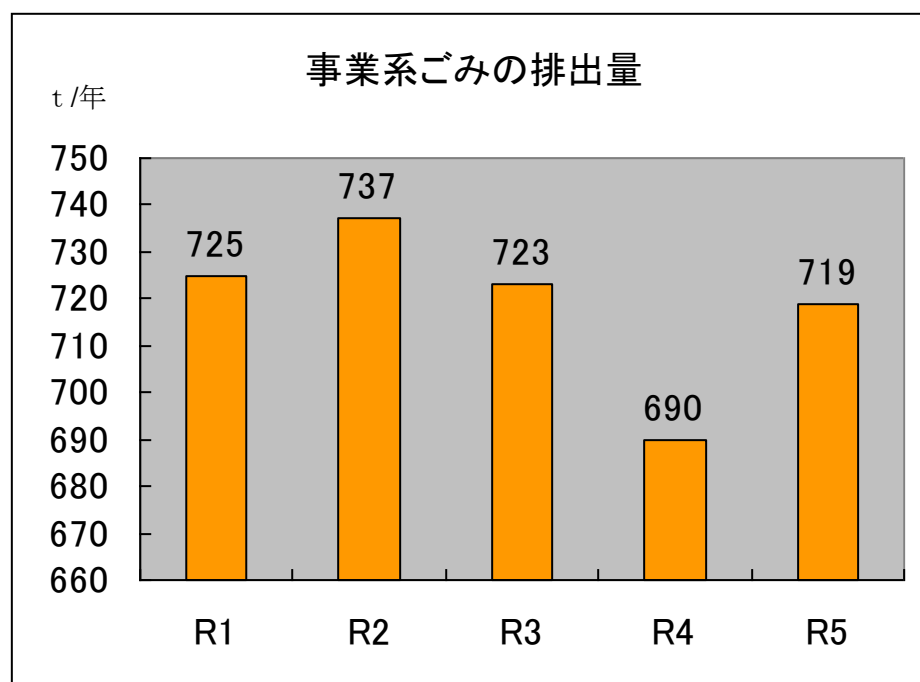
1 基本方針

村の人口は、令和17年まで増加すると見込まれています。外国人やアパート入居者の入替え等で、毎年人口の1割近くが移動すると見込まれる当村において、ごみの不法投棄を減らし、「緑豊かな住みよい南箕輪村」の環境を維持していくためには、様々な工夫、状況に対応した改善を、行政、住民、事業者、廃棄物処理業者が協力して進めなければなりません。ごみ出しマナーの向上、ごみの発生回避、排出抑制、再使用、再生利用、資源化を進め、環境美化とごみの減量化、ごみ処理費用の削減を図ります。ごみの分別を徹底し、確実にリサイクル諸法ルートに乗せるよう、啓発宣伝を強化します。

2 ごみの排出状況

令和元年度から令和5年度の実績の詳細は、下記のとおりです。





「ごみ総量」は、令和元年度の 3,100t から令和 5 年度の 3,010t へと 90t、率にして 2.9% 減少しています。

【家庭系ごみ】

令和元年度の 2,375t から令和 5 年度の 2,291t へ 3.5% 減少しております。

「1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」で見ると、令和元年度が 417 g、令和 5 年度の 391 g で 6.2% 減少となっております。

家庭系ごみの排出量減少の原因としては、ごみの分別、減量化の意識の拡大やスーパーマーケット店頭等での古紙資源物回収が始まったこと等が考えられます。

資源物の排出量は減少してきています。要因として、包装容器の簡素化、スーパーマーケット店頭でのトレイや古紙等の回収、新聞販売店による古紙の回収等が大きく影響しており、資源化自体が後退しているのではなく、住民が搬出しやすい民間収集箇所へ排出していることにより、村の収集量が減少しています。

【事業系ごみ】

令和元年度の 725t から令和 5 年度の 719t へと 0.8% 減少しています。事業系ごみの排出量については、年によって景気の影響などにより増減があります。

【5 年間の推移】

令和元年度と令和 5 年度の推移を見ると、家庭系の可燃ごみの収集量が微増、不燃ごみの収集量が減少しています。資源物は減少傾向にありますが、平成 31 年 3 月にごみ処理施設が新しくなったことによるごみの捨て方の変化によるものです。

3 ごみの処理主体

(1) ごみの処理主体

ごみの種類別収集・処分方法とその主体は、以下のとおりです。

ごみの 種 類	収 集		処 分			
	方 法	主 体	中間処理方法	中間処理主体	最終処分方法	最終処分主体
可燃ごみ	地区収集 直接搬入 許可業者運搬	村委託業者 個人・許可業者	上伊那クリーンセンターで焼却	上伊那広域連合	埋立て	上伊那広域連合委託業者、上伊那広域連合（八乙女最終処分場）
不燃ごみ・粗大ごみ	地区収集 直接搬入 許可業者運搬	村委託業者 個人・許可業者	クリーンセンター八乙女で破碎・選別	上伊那広域連合	埋立て リサイクル	上伊那広域連合（八乙女最終処分場）
缶・びん	拠点収集 直接搬入 許可業者運搬	村委託業者 個人・許可業者	クリーンセンター八乙女で集積	上伊那広域連合	リサイクル	上伊那広域連合委託業者
ペットボトル	拠点収集 直接搬入 許可業者運搬	村委託業者 個人・許可業者	クリーンセンター八乙女で選別・圧縮・梱包	上伊那広域連合	リサイクル	指定法人
資源プラスチック	拠点収集 直接搬入 許可業者運搬	村委託業者 個人・許可業者	選別・圧縮・梱包	村指定業者	リサイクル	指定法人
古紙類	拠点収集	村委託業者 個人・許可業者	—	—	リサイクル	村が指定する事業者
再生可能衣類	拠点収集	村委託業者	—	—	リサイクル	村が指定する事業者
廃食用油	拠点収集	村委託業者	—	—	リサイクル	村委託業者
蛍光灯	拠点収集	村委託業者	破碎・選別・洗浄・ガラスの資源化	村委託業者	リサイクル	村委託業者
乾電池 (水銀含有物)	拠点収集 ボックス収集	村委託業者 村	水銀回収	村委託業者	リサイクル	村委託業者
小型家電	ボックス収集	村	破碎	村が指定する事業者	リサイクル	村が指定する事業者
インクカートリッジ	ボックス収集	村	選別	村が指定する事業者	リサイクル	村が指定する事業者

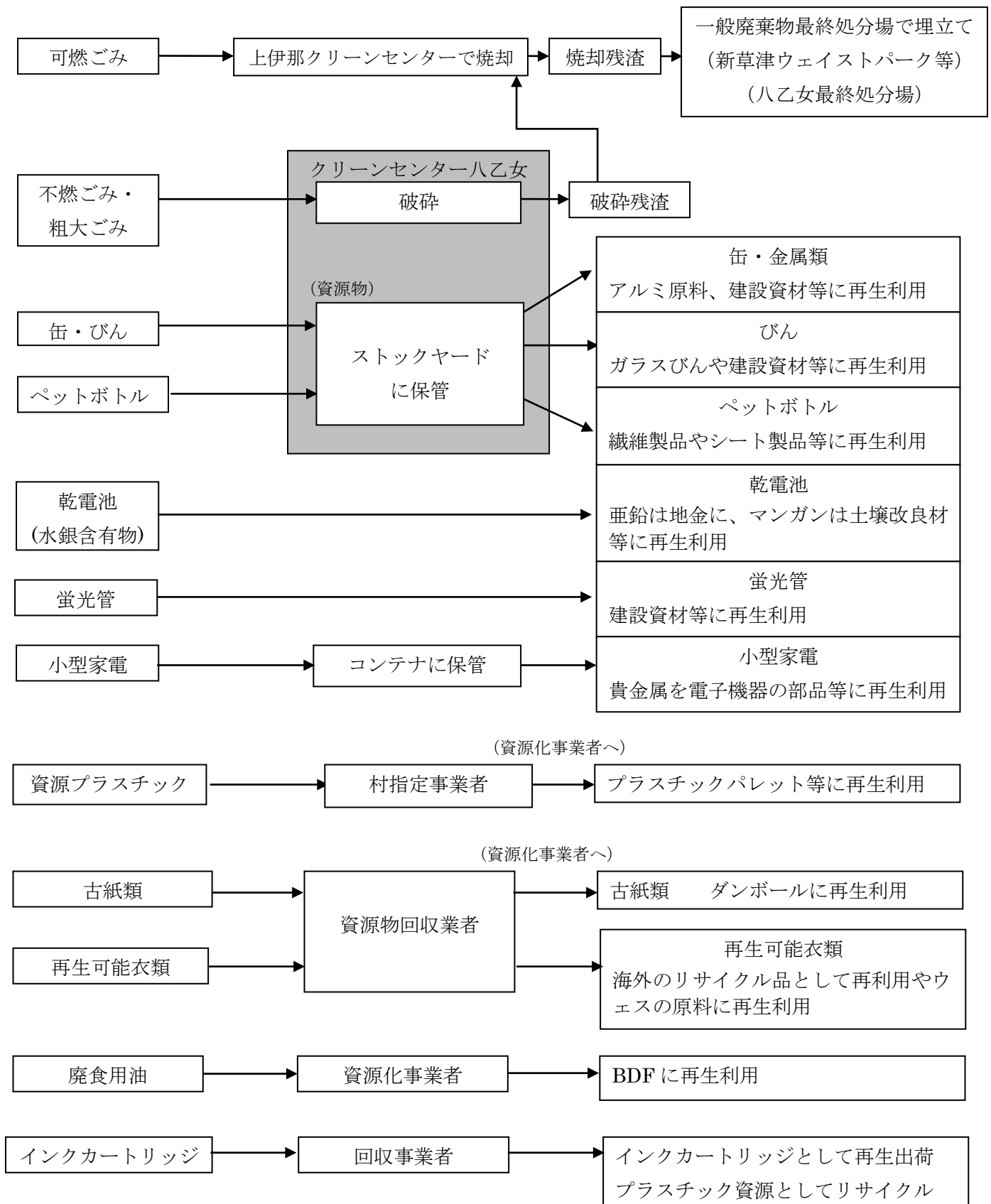
注1：リサイクル諸法対象一般廃棄物は、法定処理施設で各処理主体が処理する。

注2：特別管理一般廃棄物は、排出者の責任において適正に処理する。

注3：「可燃ごみ」「不燃ごみ」で収集対象としないごみについては、排出者の責任において適正に処理する。

(2) ごみ処理フロー

ごみ処理フロー図は以下のとおりです。



4 一般廃棄物処理基本計画

(1) ごみの処理量の目標

ごみ処理基本計画の中間年度、最終年度における目標値を次の指標の項目について決めました。本計画の施策を進めることにより、目標の達成を目指します。

指標項目	実績 令和5年度	中間目標 令和11年度	最終目標 令和16年度
人 口	16,063 人	16,396 人	16,455 人
①住民1人1日当たりの資源ごみ以外の ごみの排出量	340 g / 人・日	329 g / 人・日以下	322 g / 人・日以下
②総ごみ排出量	3,010 t	3,045 t 以下	3,004 t 以下
③ごみ全体の資源化率	9.9%	12%以上	12%以上

算出式

①住民1人1日当たり排出量

= (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系粗大ごみ) ÷ 総人口 ÷ 365 日

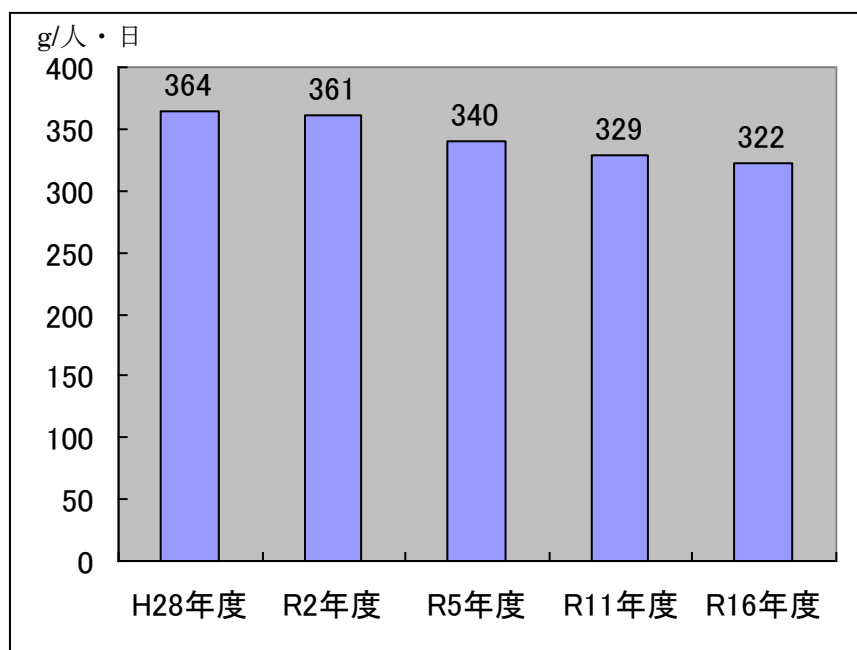
②総ごみ排出量 = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 資源物 + 粗大ごみ

③ごみ全体の資源化率 = 資源物 ÷ 総ごみ排出量

①住民1人1日当たり資源物以外のごみ排出量

家庭ごみ（資源物を除く）の住民1人の1日当たりの量を算出したもので、総人口の増減に関係なく、指標として活用できます。1人分の量であることから、住民に排出者としての当事者意識を持ってもらいやすく、ごみの傾向が把握できます。

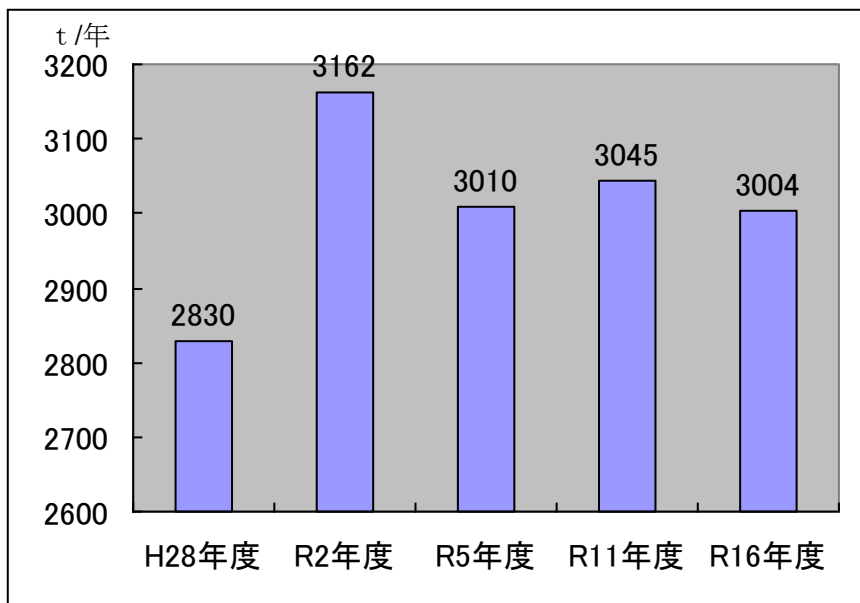
核家族化や世帯の高齢化によるごみの組成の変化により、一人当たりのごみが増えると予想されますが、4R推進への取組等により、最終年度の排出量を322g以下に抑制することを目標とします。



②総ごみ排出量

家庭ごみ、事業ごみの年間総量。人口の増減等により変動します。

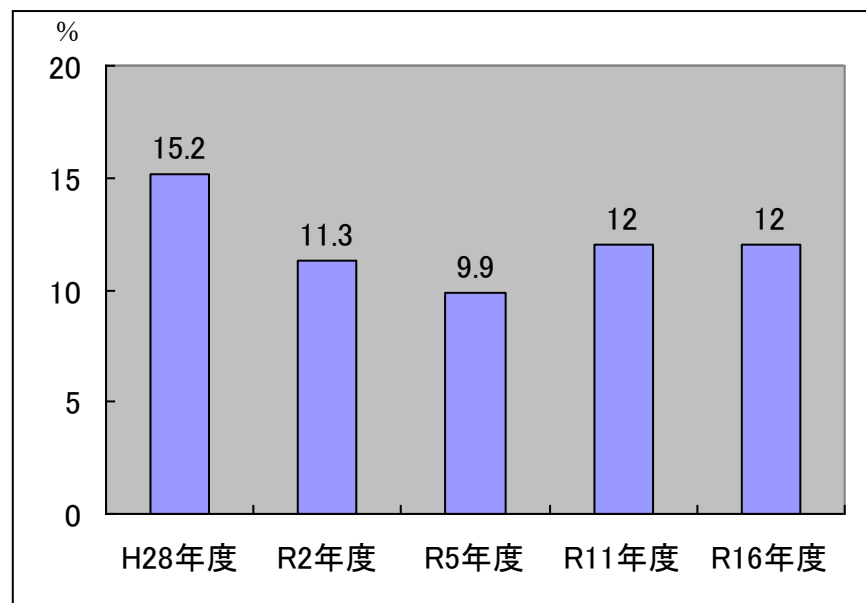
令和2年、令和5年の村の人口はそれぞれ15,680人、16,063人であり、令和11年は16,396人へと増加すると推計されます。ごみ処理有料化制度の推進によるごみの減量化及び生ごみの減量化等により、最終年度の排出量を3,004t以下に抑制することを目標とします。



③ごみ全体の資源化率

総ごみ排出量の中の資源物の割合。ごみと資源物が正しく分別されて排出されると増加する傾向があります。

資源化可能なものを燃やせるごみとしない取組等により、最終年度の資源化率を12%とします。



（２）ごみの発生・排出抑制のための方策

ごみの発生・排出量が減ることで、焼却や埋立て等の処理をしなければならない量が減少すれば、処理施設の施設整備費や運搬車両の運搬経費の負担が軽減されます。そのためには、住民一人ひとりが「ごみを出さない」、ごみを出す場合も「量を減らし、分別して排出する」等の環境に配慮した行動が必要です。また製品を製造・販売をする事業者は「拡大生産者責任※１」の考えのもとで、ごみの発生・排出抑制に努めていくことが必要です。

また、プラスチック製品類の再資源化を進めるため、令和７年４月から従来のプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の再商品化を実施し、新たに分別収集を開始します。対象となるプラスチック製品を既に実施している資源プラスチック用の袋に入れて出すよう周知し、資源化を図っていきます。

ごみ処理は、住民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割に応じて、ごみの発生・排出抑制に取り組んでいくことが重要であるため、以下のとおり「４Ｒの推進※２」を図ります。

※１ 拡大生産者責任：製品が使用され廃棄された後においても、生産者がその製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

※２ ４Ｒの推進：リフューズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）によりできる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用すること

①ごみの発生回避（リフューズ）

ごみの発生を抑制するため、住民・事業者・村が講ずべき方策を示す。

項 目	住 民	事 業 者	村
ア 使い捨て製品の購入（販売）自粛等	使い捨て製品の購入を自粛します。 また廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用します。	使い捨て製品の使用・販売を自粛するよう努めます。 また廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用し、メーカーは長持ちする製品づくりに努めます。	レジ袋削減のためのマイバック持参やリターナブル容器に入った商品や詰め替え商品の購入を推奨する等のごみの発生回避の啓発を積極的に行います。
イ マイバック等の持参	使用後はごみになってしまう必要以上のレジ袋等を家庭に持ち込まないため、マイバック等を持参します。	レジ袋削減のための有料化やマイバック持参等の特典付与により、容器包装廃棄物の削減に努めます。	
ウ 簡易包装等の推進	簡易包装の製品を選び、過剰な包装を断ります。	消費者の理解を求めながら、簡易包装を推進します。梱包方法の工夫を行うことにより、商品の梱包材使用量を極力抑制します。	

		また流通のシステムを工夫し、梱包材等の回収及びリサイクル体制を整備します。	
--	--	---------------------------------------	--

②ごみの排出抑制（リデュース）

項 目	住 民	事 業 者	村
ア 生ごみの減量化	料理の工夫をするとともに、食べ残しを減らします。 また生ごみの排出時には水切りや生ごみ処理器等の活用により、生ごみの排出抑制に努めます。	製造・販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業による食べ残し対策等、食品廃棄量の抑制に努めます。	生ごみを減量化するため、生ごみ処理器等を購入する住民に対する補助制度を推進し、生ごみの減量化を図ります。
イ 食生活等	食料品や日用雑貨などで詰め替えできる商品を積極的に利用します。 消費期限の近い食品を積極的に購入し、食品ロスを減らします。	詰め替え用製品を用意します。	食生活等において、ごみの排出抑制につながることの啓発を積極的に行います。

③ごみの再使用（リユース）

排出抑制に努めた後、さらに再使用（リユース）により、ごみとして排出する量を抑制するため、住民・事業者・村が講ずべき方策を示します。

項 目	住 民	事 業 者	村
ア 製品の再使用等の推進	捨てる前にまだ使えないか、他の用途に使えないか考えます。 使用済み製品の中古市場への提供や、フリーマーケット等を利用します。 また家具や衣類等の生活用品は、修理・修繕をして長く使うようにします。	リユースしやすい製品の製造・販売に努め、リユースが可能な使用済み製品の回収の仕組みづくりにも努めます。 製品の修理システムの充実に努めます。	フリーマーケット等を開設し、再使用を推進します。
イ リターナブル容器の推進	リターナブル容器に入った製品の使用に努めます。	リターナブル容器の普及拡大に努めます。	リターナブル容器に入った商品の購入を推奨する等の再使

			用の啓発を積極的に行います。
ウ レンタル・リース制度の活用	ライフスタイルに合わせて、家電等のレンタル・リース制度を活用します。	自らもレンタル・リースの活用に努め、消費者向けにレンタル・リースの仕組みを提供します。	自らもレンタル・リースの活用に努めます。

④ごみの再生利用（リサイクル）

再使用（リユース）に努めた後、分別排出された資源ごみを再生利用（リサイクル）することにより、最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図るため、住民・事業者・村が講ずべき方策を示します。

項 目	住 民	事 業 者	村
ア 分別排出の徹底（資源物の回収）	分別排出を徹底し、資源ごみ収集や集団資源回収に協力します。 リサイクル可能な使用済み製品の回収に協力します。	単一素材の製品や素材別に分割可能な製品の製造・販売に努めます。 リサイクル可能な製品・梱包材の店頭回収を促進します。	ごみ収集カレンダーやごみ分別パンフレットを見直すことで、より分かりやすいものにしていき、住民の分別の周知徹底を図ります。
イ 再生品の使用促進	リサイクル製品の購入や使用促進に努めます。	事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等再生品の使用、製造、販売拡大に努めます。	村自らも庁舎内等におけるごみの減量化・資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進します。
ウ 生ごみの資源化	生ごみ処理器等の利用により、生ごみの資源化を図ります。	生ごみ処理器等の利用により、生ごみの資源化を図ります。	生ごみ処理器等を購入する住民に対する補助制度を推進し、生ごみの資源化を図ります。
エ 家庭用電気製品のリサイクル	家電リサイクル法等に規定された家庭用電気製品については、定められた方法によるリサイクルの促進に努めます。	家電販売店等は、家電リサイクル法等に規定された家庭用電気製品を住民から引き取り、メーカーに引き渡す方法によりリサイクルに努めます。	役場庁舎に小型家電の回収ボックスを設置し、小型家電リサイクルの促進を図ります。

⑤その他、村が講ずべき方策

住民・事業者との協働でごみの発生回避・排出抑制を推進するため、ごみ処理の現状や課題、法律や制度の仕組み等の内容を周知し、「4Rの推進」を図るとともに、新たな仕組み作り等、リサイクル関連施策を進めます。

ア 主な周知・啓発活動

- ・広報紙やホームページ、一斉メール、LINE による周知啓発
- ・ごみ収集カレンダーやごみ分別パンフレットの発行
- ・ごみに関する出前講座等の開講
- ・ごみ分別アプリの周知啓発
- ・プラスチックごみ削減に関する取組の周知啓発
(例) 飲食の伴う集会などマイ箸・マイカップの持参、コンビニで割り箸・スプーン等を受け取らない、食べ残しの持ち帰り、シャンプー・リンスなど詰め替えボトルの購入など

イ その他の関連施策

- ・新たな減量化・資源化策の研究
環境負荷と処理経費に配慮しつつ、当村に適した効率的な減量化・資源化の方策研究をします。
- ・バイオプラスチック等製の指定ごみ袋導入の研究
化石資源の使用削減や温室効果ガスの排出削減のため、バイオプラスチック等製の指定ごみ袋の導入（転換）について研究していきます。
- ・使用済紙おむつの再生利用への取組の研究
ごみの減量化や資源の有効利用、CO2 排出量削減等のため、使用済紙おむつの再生利用・燃料化について研究していきます。
- ・リサイクル法の周知・啓発
容器包装リサイクル法ほか各種リサイクル法について、住民・関係事業者への周知・啓発を図ります。

(3) 分別収集するごみの種類と分別の区分

以下のごみについて、それぞれ分別して収集します。

- ① 可燃ごみ
- ② 不燃ごみ
- ③ スチール缶等
- ④ アルミ缶等
- ⑤ ガラス瓶（茶色）
- ⑥ ガラス瓶（無色）
- ⑦ ガラス瓶（その他）
- ⑧ ペットボトル等
- ⑨ 資源プラスチック
- ⑩ 飲料紙パック
- ⑪ 段ボール
- ⑫ 新聞紙

- ⑬ チラシ
- ⑭ 雑誌・古本類
- ⑮ 雑紙
- ⑯ 再生可能衣類
- ⑰ 廃食用油
- ⑱ 蛍光管
- ⑲ 乾電池
- ⑳ 水銀含有物
- ㉑ 小型家電
- ㉒ インクカートリッジ

(4) ごみの適正排出・処理に関する事項

① ごみ処理の基本は、以下のとおりとします

ア 住民のごみ処理の基本

住民は、自ら排出するごみを、村が指定するごみステーションあるいは処理施設に排出するか、または一般廃棄物処理業許可業者に依頼をして適正に処理しなければなりません。

イ 事業者のごみステーション利用禁止

事業者は、村またはステーション管理者が許可する場合を除き、ごみステーションにごみを排出してはなりません。

ウ 村の責務

村は、常に住民、事業者及び廃棄物処理業者の意見を聞き、ごみ処理の実態把握に努め、関係市町村等とも協力して、より合理的なごみ処理に努めます。村は、率先してごみの減量化、リサイクル化に努めなければなりません。

② ごみ処理施設への直接搬入

住民・事業者は、自ら排出した一般廃棄物を、上伊那広域連合が設置・管理する以下の施設に直接持ち込むことができます。この場合、住民等は指定袋に入らないごみについて、各施設が定める処理手数料を負担します。

(5) ごみ処理施設

① 中間処理施設

- ・上伊那クリーンセンター
- ・クリーンセンター八乙女

② 最終処分場

上伊那クリーンセンターからの焼却残渣は、上伊那圏外の民間の最終処分場及びクリーンセンター八乙女最終処分場において処分しています。

（６）計画の進捗管理

本計画の目標の達成状況を管理し、効果的に実行するため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（PDCAサイクル）を導入します。本計画の実施による結果を十分に検証し、必要に応じて見直しをすることにより、改善策や更なる施策の実施につなげます。

評価の方法としては主に、総ごみ排出量や住民１人１日当たりのごみ排出量の推移を点検することで、ごみの分別や減量の実情を評価し、改善に向けて検討します。

① 毎年度

毎年度の施策の執行状況や達成状況等を評価し、施策の改善や更なる施策の実施を行います。

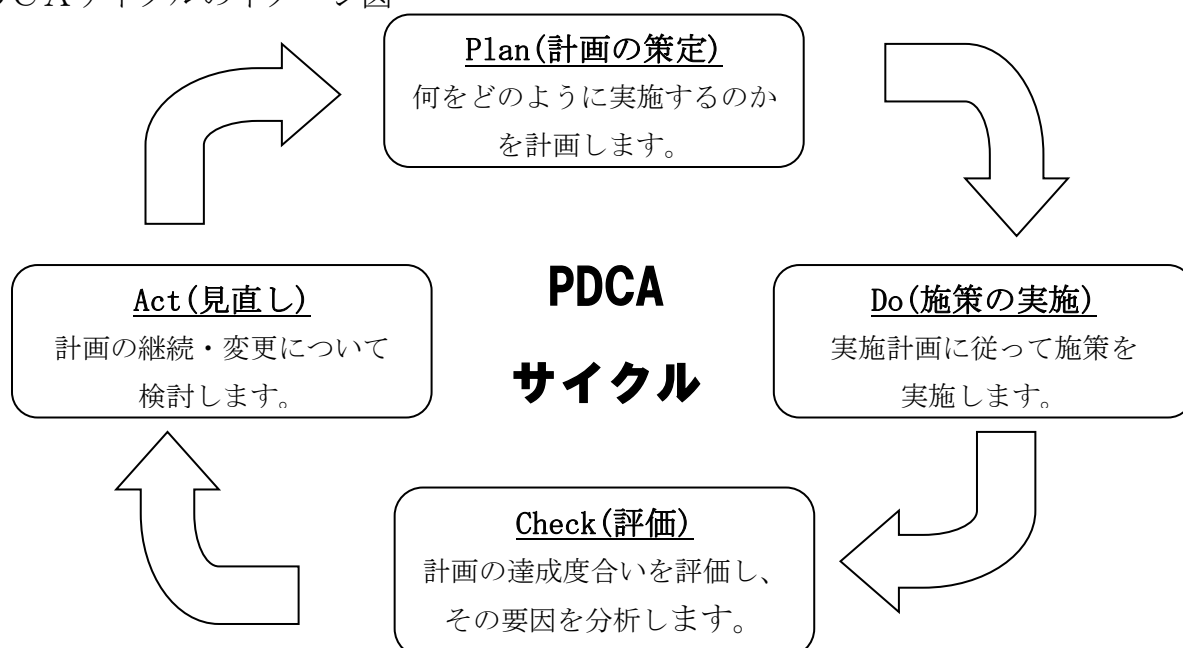
② 一般廃棄物処理基本計画改定時

一般廃棄物処理システムに大きな変更があった場合、一般廃棄物処理計画を改定します。

計画の進捗管理の内容

項 目	内 容
Plan（計画の策定）	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定・改定していきます。策定した計画は、村民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do（施策の実施）	計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬・処理をしていきます。
Check（評価）	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Act（見直し）	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。また概ね５年ごと、社会状況や廃棄物の質・量に大きな変化があった場合は見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ図



第3章 し尿・生活排水処理基本計画

1 基本方針

村ではし尿・生活排水の集合処理を基本に、平成7年度に農業集落排水施設の整備を完了し、公共下水道の整備も平成22年度末にはほぼ終了しました。また、平成24年度末には経営面、維持管理の面から農業集落排水施設を公共下水道に統合し、さらに効率的な処理を進めています。

一方、実際にし尿が水洗化されている適正処理人口率は、令和5年度末現在で96.3%となっています。このため、今後は集合処理施設への接続を重点的に進めるとともに、集合処理区域外では合併浄化槽への転換を図り、し尿・生活排水の適正処理を進めます。

- (1) 公共下水道への接続を、推進します。
- (2) 集合処理区域外では、合併浄化槽の整備を進め、適正な管理を行います。
- (3) 下水道接続等までの間に使用する生活排水処理槽の適正管理を促します。

2 し尿・生活排水の排出状況

村における処理方式別生活排水処理人口と、汲取りし尿、合併浄化槽汚泥並びに生活排水処理槽汚泥の処理量の推移は、次のとおりです。

公共下水道については、平成5年から管渠工事に、平成6年度から処理場建設に着手し、平成9年3月から一部供用が開始され、平成22年度には面整備は、ほぼ完了しました。令和5年度末現在、処理面積857ha、処理区域内人口15,792人で、このうち14,925人が使用しています。接続率は、94.5%です。農業集落排水施設は、経営面、維持管理の面から検討を行い、平成24年度末に公共下水道へ統合しました。

合併処理浄化槽処理人口は、令和5年度末現在522人で、下水道接続で減少しつつあります。

単独処理浄化槽処理人口は、令和 5 年度末現在73人です。

汲取り式トイレを使用している人口は、令和 5 年度末現在521人です。下水道接続で年々減ってきています。

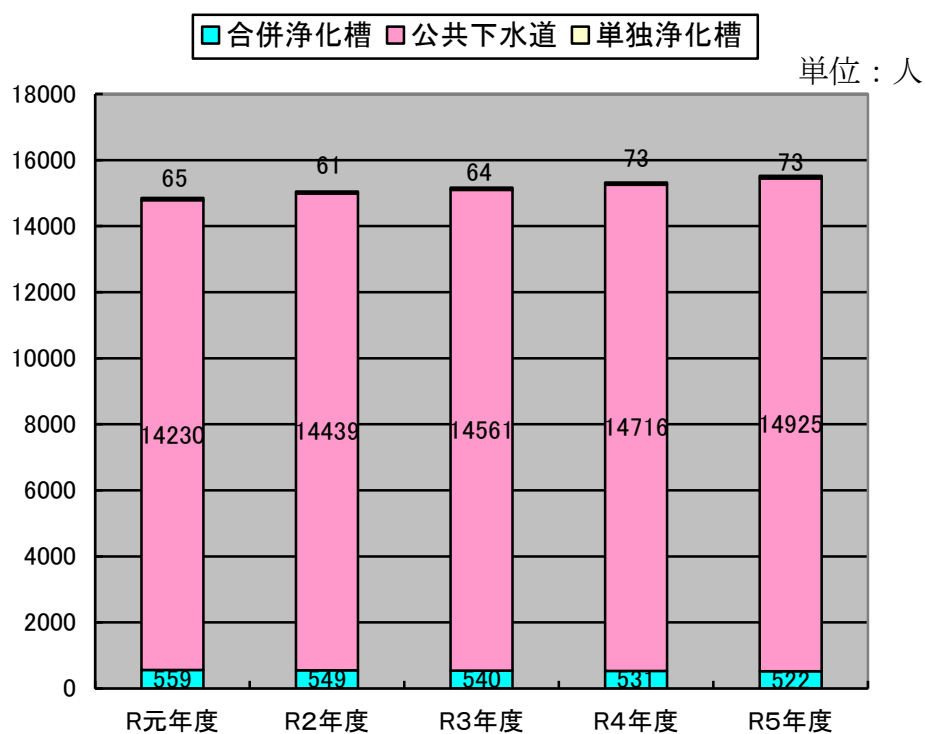
汲取りトイレや単独浄化槽使用の家庭では、簡易な 3 槽式処理槽により生活排水を処理しています。これもやはり下水道接続により年々減少しています。

処理方式別生活排水処理人口の推移

単位：人

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
1 計画処理人口（3 月 31 日現在）	15,641	15,753	15,864	15,996	16,041
2 水洗化・生活雑排水処理人口	14,789	14,988	15,101	15,247	15,447
(1) コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	559	549	540	531	522
(3) 下水道	14,230	14,439	14,561	14,716	14,925
(4) 農業集落排水施設	—	—	—	—	—
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	65	61	64	73	73
4 非水洗化人口	787	704	699	676	521
5 計画処理区域外人口	—	—	—	—	—

水洗化人口の推移



し尿・汚泥処理量の推移

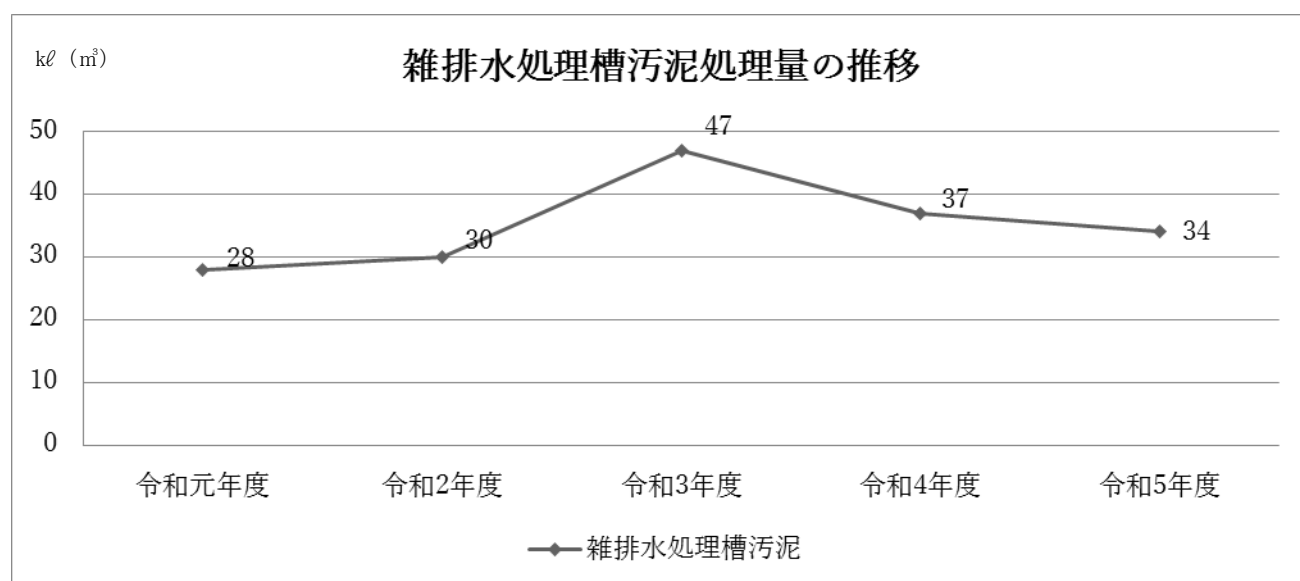
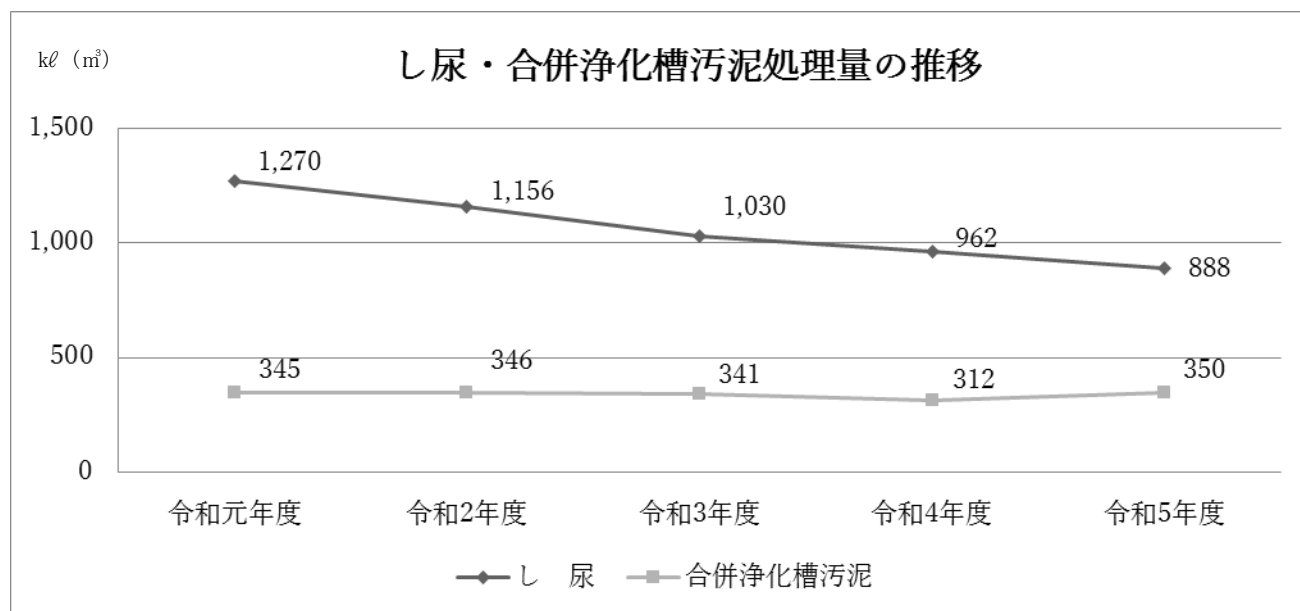
単位：kℓ (m³)

	し 尿	合併浄化槽汚泥	雑排水処理槽汚泥
令和元年度	1,270	345	28
令和2年度	1,156	346	30
令和3年度	1,030	341	47
令和4年度	962	312	37
令和5年度	888	350	34

し尿：村内から汲取り、伊那中央衛生センターで処理したし尿の量

合併浄化槽汚泥：村内合併浄化槽から汲取り、伊那中央衛生センターで処理した汚泥・汚水の量

雑排水処理槽汚泥：村内生活排水処理槽から汲取り、村が処理を委託した汚泥・汚水の量



3 し尿・生活排水の処理主体

村におけるし尿・生活排水の処理主体は、次のとおりとします。

処理施設の種類	対象となる排水等の種類	処理主体
1 合併処理浄化槽	し尿・生活排水	個人
2 公共下水道	し尿・生活排水	南箕輪村
3 単独処理浄化槽	し尿	個人
4 三槽式簡易沈殿槽	生活排水	個人（汚泥処理は村）

4 し尿・生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理計画

し尿の汲取り処理を除く、生活排水の処理計画は、以下のとおりとします。なお、農業集落排水施設は、公共下水道に統合して廃止しました。

① 処理の目標

処理目標は、以下のとおりとします。

ア 生活排水の処理の目標

	現 在 (令和 5 年度)	目標年度 (令和 11 年度)
生活排水処理率	96.3%	98.6%

イ 人口の内訳

	現 在 (令和 5 年度)	目標年度 (令和 11 年度)
1 行政区域内人口	16,041 人	16,396 人
2 計画処理区域内人口	16,041 人	16,396 人
3 水洗化・生活排水処理人口	15,447 人	16,167 人
<u>水洗化・生活排水処理人口</u> 計画処理区域内人口	96.3%	98.6%

ウ 生活排水の処理形態別内訳（住民基本台帳法に基づく人口）

単位：人

	現 在 (令和 5 年度)	目標年度 (令和 11 年度)
1 計画処理人口	16,041	16,396
2 水洗化・生活雑排水処理人口	15,447	16,167
(1) コミュニティ・プラント	—	—
(2) 合併処理浄化槽	522	432
(3) 下水道	14,925	15,735
(4) 農業集落排水施設	—	—
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	73	61
4 非水洗化人口	521	168
5 計画処理区域外人口	—	—

② 施設整備計画

施設整備計画は、以下のとおりとします。

施 設 名	計 画 処 理 区 域	計画処理人口	整備予定 年 度	事業費 見込み
合併処理 浄化槽	集合処理計画区域・集合処理 区域とすることが合理的な 区域を除く区域	24 人	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	5 百万円
公 共 下水道	村内全域	15,735 人	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	170 百万円

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 処理計画量

汲取りし尿、合併浄化槽汚泥、雑排水処理槽汚泥の処理計画量は、以下のとおりとします。

単位：kℓ (m³) /年

	現 在 (令和 5 年度)	目標年次 (令和 11 年度)	<u>目標年次</u> 現 在
汲取りし尿 処理量	888	286	32.2%
合併浄化槽汚泥 処理量	350	290	82.9%
雑排水処理槽汚泥 処理量	34	13	38.2%

② 処理対象・主体・方法

し尿、合併浄化槽汚泥、生活排水簡易処理槽汚泥の処理対象と処理施設、処理主体、処理方法は以下のとおりです。し尿、浄化槽汚泥を処理している、伊那中央行政組合運営の伊那中央衛生センターについては、老朽化により、新施設を予定しています。

	処理対象	処理施設	処理主体	処理方法
し 尿	一般家庭 事業所	伊 那 市 西 春 近 下 島 2560 伊那中央衛生センター	伊那中央行政組合	好気性消化＋活性汚泥 法処理方式 汚泥は、堆肥化し農地還 元（一部脱水汚泥を農地 還元）
合併・単独 浄化槽汚泥	一般家庭 事業所	伊那市西春近下島 2560 伊那中央衛生センター	伊那中央行政組合	好気性消化＋活性汚泥 法処理方式 汚泥は、堆肥化し農地還 元（一部脱水汚泥を農地 還元）
生活排水処 理槽汚泥	一般家庭	南箕輪村 5179 番地 3 生活雑排水汚泥一時貯 留槽	南箕輪村	廃棄物処分業許可業者 に委託して、搬出・処分 する。